

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 全社協福祉懇談会が開催される……………1
- ◆ 「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第2回)」が開催される……………3
- ◆ 「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」協力の依頼(こども家庭庁/PwC コンサルティング合同会社)……………4

## ◆ 全社協福祉懇談会が開催される

令和5年10月12日、全社協では「ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」をテーマに、令和5年「全社協福祉懇談会」が開催され、全国保育協議会から副会長・常任協議員9名が出席しました。

本懇談会は全国の福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉のあり様について幅広く意見交換を行い、その思いをひとつにしていくことを目的に開催しているものです。

本懇談会へは、加藤 鮎子 こども政策担当大臣、高市 早苗 経済安全保障担当大臣、衛藤 晟一 社会福祉推進議員連盟会長、田村 憲久 全国保育関係議員連盟会長をはじめ、多くの国会議員とともにこども家庭庁および厚生労働省幹部職員が来賓として出席されました。都道府県・指定都市社協、各種別協議会等の役員等を合わせ、全体で288名が全社協灘尾ホールに参集しました。加藤 鮎子 こども政策担当大臣からは保育所に対し、専門知識を生かした地域の子育て拠点としての役割を担ってほしいとの話がありました。



(来賓あいさつ：加藤鮎子 こども政策担当大臣)



福祉関係者を代表して全社協 磯 彰格 副  
会長（全国社会福祉法人経営者協議会会長）  
より、提言要望を行い、その後、国会議員と  
の意見交換を行いました。

（乾杯のご発声：田村憲久会長全国保育関係議員連盟会長）

#### 【提言・要望】

- 一. 社会保障全体の財源確保
- 一. 企業の賃上げとの格差を埋める更なる処遇改善
- 一. 物価高騰に対する継続的な財政支援
- 一. 生活困窮者等の支援体制の拡充
- 一. 災害福祉支援活動の強化に向けた法改正等

#### 【税制要望】

- 一. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

全国保育協議会と全国保育士会からは、下記の 6 点について共同で要望書を提出しまし  
た。詳細につきましては、添付 PDF をご確認ください。

#### 【全国保育協議会・全国保育士会要望書】

次代を担うすべての子どもたちの成長を支えるために

1. 保育の質向上のための職員配置基準の改正について
2. 主任保育士・主幹保育教諭の確実な配置について
3. 「こども誰でも通園制度（仮称）」の制度創設にあたって
4. よりよい保育のために
5. 急激な物価高騰への対応について
6. 人口減少地域における子どもの育ちを保障するために

# ◆「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第2回)」が開催される

令和5年10月16日、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」(第2回)が開催されました(第1回は全保協ニュースNo.23-27にて既報)。

「こども誰でも通園制度(仮称)」は令和6年度に、本格実施を見据えた形での試行的事業を実施することとされています。

検討会では、「こども誰でも通園制度(仮称)」の試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討され、令和5年12月に事業実施の中間方針のとりまとめ、3月にとりまとめが行われる予定です。

「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設は、こども未来戦略方針に示された「加速化プラン」において明記され、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付とされています。

第2回の検討会では、第1回での構成委員等の意見が資料に反映され、また現行の「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度(仮称)」として想定している仕組みの関連について新たに示されています。上記2事業については、共通する点も多いものの、位置づけや実施自治体、事業の目的・内容、利用時間が異なるとされ、下記のとおり示されました。

別紙1

**現行の一時預かり事業と「こども誰でも通園制度(仮称)」の関連について**

|                                 | 現行の一時預かり事業  | こども誰でも通園制度(仮称)として想定している仕組み   |
|---------------------------------|---|--|
| <b>一時預かり事業の現状とこども誰でも通園制度の想定</b> |   |  |
| 位置づけ                            | 市町村が実施主体となる補助事業<br>※地域子ども・子育て支援事業(いわゆる13事業の一つ)  | 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付(名称は精査中)」  |
| 実施自治体                           | 1269自治体で実施  | 全ての自治体で実施  |
| 事業の目的や内容                        | ①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児<br>②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児<br>について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり必要な保護を行う事業(児童福祉法第6条の3第7項) | 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付(こども未来戦略方針より) |
| 利用方法                            | 市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々  | 市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定  |
| 利用時間                            | 補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。<br>※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々   | 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用<br>※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討   |
| 利用料                             | 事業所が直接徴収することが基本<br>※平均的には、1時間300～400円程度   | 事業所が直接徴収することを想定<br>※一時預かり事業と同水準を想定(制度改正の中で検討)  |
| 利用方法                            | 事業所との直接契約<br>※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど<br>※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど  | 事業所との直接契約を想定<br>※予約システムを活用することを基本とする<br>※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能   |
| 実施方法                            | 一般型、余裕活用型<br>※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能   | 一般型、余裕活用型を想定   |

※現在の一時預かり事業の事業の状況について、別紙1の参考資料参照

●一時預かり事業とこども誰でも通園制度では、共通する点も多いが、位置づけ、実施自治体、事業の目的や内容、利用時間などは異なる。

●0歳6か月から2歳までの未就園児については、月一定時間までは、こども誰でも通園制度を利用できることになり、未就園児の利用は大幅に拡充することになる。

●制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせて一時預かり事業等を組み合わせさせて事業を実施することが可能。  
※一時預かり事業は、こども誰でも通園制度でカバーする以外のニーズ(いわゆる「上乗せ・横出し」部分)に対応可能な事業として整理をしたうえで継続する予定であり、一時預かり事業のニーズを的確に把握し、必要な提供量を確保する必要がある。

(例1) 月一定時間まではこども誰でも通園制度を基本とし、当該一定時間以上使う場合は、一時預かり事業として利用ができるようになる。

(例2) 未就園児以外でも、急なニーズには一時預かり事業を利用できるようにする。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ホーム>会議等>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第2回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/4kCoTgCi/>

## ◆「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」協力の依頼(こども家庭庁/PwC コンサルティング 合同会社)

このたび、こども家庭庁より、「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」(受託先:PwC コンサルティング合同会社)について、全国の教育・保育施設等にお勤めの職員の皆様に、調査研究へのご協力について周知依頼がありましたのでお知らせします。

「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」は、教育・保育の現場職員の皆様に、事故防止や事故発生時の対応に向けたガイドライン等をご活用いただくために、効果的な取組を分析することを目的としています。

今回、本事業の一環として、日頃、こどもの安全・安心に向けてご尽力いただいている現場職員の皆様が、事故防止や事故発生時の対応に向けたガイドライン等に感じているご意見を把握するため、アンケート調査が実施されます。

対象者は、施設・事業に従事する職員の方とされており、会員施設等の職員の皆様にご周知・ご回答いただけますと幸いです。業務ご多忙のところ恐れ入りますが、下記 PwC コンサルティング合同会社からの調査概要をご高覧いただき、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

### 1. 対象

➤ 本アンケート調査の対象は、以下の施設・事業に従事する職員の方（施設長等の管理職を除く）です。

※ 1施設 1回答ではなく、職員お一人お一人にご回答いただけますと幸いです。

※ 調査の趣旨を踏まえ、なるべく教育・保育の現場で、こどもと、直接、接している職員（栄養士や調理員、バス運転手の方などを含む）の皆様にご回答いただくようお願いいたします。

- 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）、幼稚園（子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園を含む。）、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（認可）、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ））
- 認可外保育施設（企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）、認可外の居宅訪問型保育事業

## 2. 配布・回答方法

- 各施設・事業に従事する職員の方から、直接 Web 調査の URL または二次元コードから回答してください。

【回答画面の URL】

<https://forms.office.com/r/YsyjEcTwTi>

【回答画面の二次元コード】



## 3. 調査期間

令和5年（2023年）10月17日（火）9:00～10月31日（火）17:00

## 4. データの取り扱い・公表

ご回答データは調査研究の目的以外では使用しません。匿名にて集計し、集計・分析結果は事業報告書としてとりまとめ、調査実施者である PwC コンサルティング合同会社の Web サイト上に公表します。ご回答者様の許可なく個人名、施設名等が公開される

ことはありません。

## **5. 本調査に係るお問い合わせ先**

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

担当者：中村、小野、古屋

E-mail：jp\_cons\_kodomo@pwc.com